

# 大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金交付要綱

## (目的)

第1条 大阪府は、「大阪農業デジタルトランスフォーメーション(DX)推進戦略」に掲げる取組目標の実現に向け、AI/IoT等を活用した高度環境制御・自動化技術の導入を支援するため、予算の定めるところにより、大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号)(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 青年等就農計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)(以下「基盤強化法」という。)第14条の4に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。)又は農業経営改善計画(基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。)の認定を受けている農業者(個人及び法人をいう。以下同じ。)及びそれらの農業者で組織する団体又は認定されることが確実と認められる農業者とする。
- (2) 法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

## (補助事業等)

第3条 補助金の補助事業、対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

## (補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の申請は、知事が定める期日までに補助金交付申請書(様式第1-1号)に次の関係書類を添えて所管の農と緑の総合事務所を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 知事が別に定める事業実施計画書
- (2) 要件確認申立書(様式第1-2号)
- (3) 暴力団等審査情報(様式第1-3号)
- (4) その他、知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

## (軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、別表2のとおりとする。

## (内容の変更・中止・事業の遅延)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする者は、補助金変更承認申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて所管の農と緑の総合事務所を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の第4条第1項第1号の事業実施計画書(変更箇所は上段に変更前の内容を括弧書きで記

載し、下段に変更後の内容を記載すること)

- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする者は、補助金中止承認申請書(様式第3号)を所管の農と緑の総合事務所を経由して知事に提出しなければならない。
- 3 規則第6条第1項第4号に規定する報告は、遅延届出書(様式第4号)により速やかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。

(補助の条件)

第7条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、当該補助金に係る事業の施行に関する経理を明らかにした帳簿及び書類を整備し、当該事業を完了した翌年度から起算して10年間整理保管しなければならない。
- (2) 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (3) 補助事業者は、前号の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書(様式第5号)の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 規則第19条に定める財産については、この要綱に定める期間内において、知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を府に納付させることがある。

(事業の実施)

第8条 事業の実施については、規則第7条に基づく補助金の交付の決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、同通知を受け取る前に着工等する場合は、あらかじめ知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届(様式第6号)を作成し、知事に提出するものとする。

- 2 前項ただし書の規定により交付決定前に本事業の着工等をする場合については、事業の内容が明確となってから、本事業の着工等するものとし、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

(補助申請の取り下げ)

第9条 補助金の交付を申請した者は、規則第7条による通知を受け取った日から起算して15日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による報告は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める日までに所管の農と緑の総合事務所を経由して知事に提出することにより行わなければならない。

- (1) 事業着手報告書(様式第7号) 事業着手後10日以内に提出すること。
  - (2) 事業竣工報告書(様式第8号) 事業竣工後10日以内に提出すること。
  - (3) 事業遂行状況報告書(第9号) 補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在における状況について、当該年度の1月15日までに提出すること。
- 2 前項の規定による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補

助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

#### (実績報告)

第 11 条 規則第 12 条の規定による報告は、補助事業実績報告書（様式第 10 号）を補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該会計年度の年度末のいずれか早い日までに（同条後段に規定する場合にあっては、補助事業年度終了報告書（様式第 10-1 号）を当該会計年度の翌年度の 4 月 15 日までに）所管の農と緑の総合事務所を経由して知事に提出することにより行わなければならない。

ただし、知事が別に定める場合を除く。

2 第 4 条第 2 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条第 2 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第 2 項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（様式第 11 号）により報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定があった日の翌年 5 月 31 日までに、同様式により報告しなければならない。

#### (補助金の交付)

第 12 条 知事は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、事業の効果的な実施を図る上で必要があると認めるときは、規則第 5 条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払により交付する。

2 前項ただし書の規定による補助金の交付を受けようとする者は、規則第 7 条の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して 15 日以内に補助金概算払交付請求書（様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。

#### (財産の処分の制限)

第 13 条 規則第 19 条ただし書並びに同条第 4 号及び第 5 号の規定による知事が定める期間及び財産の種類は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第一及び別表第二に定める期間及び財産とする。

2 補助事業者は、前項の財産について同項が定める期間中、第 7 条第 1 項第 2 号に規定する帳簿及び書類に加え、財産管理台帳（別記様式第 13 号）その他関係書類を整理保管しなければならない。

#### 附則

この要綱は令和 8 年 6 月 25 日から施行し、令和 8 年度の補助金から適用する。

別表 1

区分	補助対象経費	補助率	備考
大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金	<p>水なす、いちご等の生産性の大幅な向上に資する高度環境制御・自動化技術の導入に必要な経費</p> <p>なお、事業の実施に必要な経費であっても、以下に掲げる経費は補助対象としない。</p> <p>(1) 既存の施設や機械・設備の単なる買い換え</p> <p>(2) 汎用性が高い機械・設備や単価が5万円以下の消耗品等。ただし、導入する機械や設備の部材など、本体事業と不可分かつ一体的に整備する必要があると認められる場合を除く</p> <p>(3) 事業に係る用地の取得又は賃借に要する費用及び補償費</p> <p>(4) 中古の機械や施設</p> <p>(5) リース導入する機械や施設</p> <p>(6) 導入機器の通信にかかる経費</p> <p>(7) 井戸設置に係る経費</p> <p>(8) 電気引き込み工事のための経費</p> <p>(9) 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費</p> <p>(10) 他の国又は地方公共団体から補助金を受けた又は受ける予定の経費(融資に係る利子に対するものを除く)</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内ただし、補助金額250万円/10aかつ500万円/件を上限とする。</p> <p>※千円未満切り捨て</p>	<p>導入に係る送料及び設置工事費を含む。通信費用は対象としない。</p>

別表 2 軽微な変更

次に掲げる変更以外の変更
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助事業の申請者の変更</li> <li>2. 補助事業の中止又は廃止</li> <li>3. 施行場所又は導入技術の変更</li> <li>4. 事業費の30%を超える増又は府補助金の増</li> <li>5. 事業費または府補助金の30%を超える減</li> </ol>

大阪府知事 様

所在地  
氏名

大阪府高度スマート農業技術実装促進事業 補助金交付申請書

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 経費の配分及び負担区分

区分	補助率	補助事業に要する経費 (A + B)	負担区分		備考
			府補助金 (A)	その他 (B)	
合計					

注 1 区分の欄は、要綱別表 1 の区分の欄の事業名を記載する。

2 負担区分には、補助事業の内容に応じて経費を負担する者の名称等を記載するとともに、必要に応じて欄の追加を行うこと。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者

2 事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

3 収支計画

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	

1 府補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

区分の欄は、別表2の経費の欄の事業名を記載する。

4 添付書類

- 知事が別に定める事業実施計画書
- 要件確認申立書（様式1-2）
- 暴力団等審査情報（様式1-3）
- その他、知事が必要と認める書類

5 口座情報

金融機関名：

支店名：

預金種別：普通/当座

口座番号：

口座名義人（カナ）：

要件確認申立書

大阪府知事 様

私(当団体)は、大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申 立 事 項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する <b>暴力団</b> 、同法第2条第6号に規定する <b>暴力団員</b> 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する <b>暴力団密接関係者</b> である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 <b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に <b>暴力団</b> の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	(事業者においては、)次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む)。 ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ

11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ
----	---	--------

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

## 暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏名		生年月日				性別	住所(所在地)
	か(半角)	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								

年 月 日

住所(所在地)  
名称(団体名)  
氏名(代表者)

大阪府知事 様

所在地  
氏名

## 大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金変更承認申請書

令和〇〇年〇月〇日付け大阪府指令〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度大阪府高度スマート農業技術実装促進事業について、下記の理由により事業内容の変更承認を受けたいので、大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金交付要綱第6条の規定により申請する。

## 記

## 1 変更の理由

## 2 経費の配分及び負担区分

区分	補助率	補助事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考
			府補助金 (A)	その他 (B)	
合計					

注1 区分の欄は、要綱別表1の区分の欄の事業名を記載する。

2 負担区分には、補助事業の内容に応じて経費を負担する者の名称等を記載するとともに、必要に応じて欄の追加を行うこと。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者  
 簡易課税制度の適用を受ける者

## 2 事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

## 3 収支計画

## (1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	

1 府補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

区分の欄は、別表1の区分の欄の事業名を記載する。

4 添付書類

- ・事業実施変更計画

(変更箇所は上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載すること)

- ・その他、知事が必要と認める書類

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

大阪府知事 様

所在地  
氏名

大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金中止承認申請書

令和〇〇年〇月〇日付け大阪府指令〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度大阪府高度スマート農業技術実装促進事業について、下記の理由により事業の中止の承認を受けたいので、大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金交付要綱第6条の規定により申請する。

記

1 中止の理由

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

大阪府知事 様

所在地  
氏名

大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金遅延届出書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金第6条の規定により届け出る。

記

1. 補助事業の内容及び進捗状況
2. （予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
3. （予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ことに対して講じた措置
4. その他

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

契約に係る指名停止等に関する申立書

補助事業者 様

所在地  
商号又は名称  
代表者

当社は、貴殿発注の〇〇（注1）契約の競争参加又は申込みに当たって、現在、大阪府から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。  
また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

（注）1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。  
2 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が大阪府の機関から指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。  
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

大阪府知事 様

所在地  
氏名

大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

大阪府知事 様

所在地  
氏名

大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金事業着手報告書

大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 区分
- 2 事業施行場所
- 3 事業量
- 4 事業費
- 5 事業着手年月日
- 6 事業竣工予定年月日

契約に係る入札または見積合わせに参加しようする者に対し、大阪府からの指名停止の措置等を受けていない旨を補助事業者が確認した。（確認しチェック欄に☑と記載）

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

大阪府知事 様

所在地  
氏名

大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金事業竣工報告書

大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 区分
- 2 事業施行場所
- 3 事業量
- 4 事業費
- 5 事業着手年月日
- 6 事業竣工年月日

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

大阪府知事 様

所在地  
氏名

大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金事業遂行状況報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金について、大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇〇年〇〇月〇〇日 までに完了したもの		〇〇年〇〇月〇〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定 年月日	
〇〇費	円	円	%	円		

- (注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。  
2 「区分」の欄には、別表1の区分の欄の事業名を記載すること。  
3 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。  
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式第 10 号（第 11 条関係）

年 月 日

大阪府知事 様

所在地  
氏名

大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金実績報告書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、大阪府高度スマート農業技術実装促進事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、その実績を報告する。  
(また、併せて精算額として大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。)

記

1 経費の配分及び負担区分

区分	補助率	補助事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考
			府補助金 (A)	その他 (B)	
合計					

注 1 区分の欄は、要綱別表 1 の区分の欄の事業名を記載する。

2 負担区分には、補助事業の内容に応じて経費を負担する者の名称等を記載するとともに、必要に

応じて欄の追加を行うこと。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者  
 簡易課税制度の適用を受ける者

2 事業の完了年月日 令和〇年〇月〇日

3 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	

1 府補助 金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度精算 額	本年度予算 額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

区分の欄は、別表1の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付資料

- ・知事が別に定める事業実施報告書
- ・支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し
- ・支払い経費の確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）
- ・事業実施等の確認のための資料（写真、議事録、納品書または出来高設計書、財産管理台帳等の写し）
- ・その他、知事が必要と認める書類

様式第 10-1 号 (第 10 条関係)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地  
氏名

大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助事業年度終了報告書

大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙) 補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	補助事業に要する経費 (A)	補助金	(A) のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A) のうち未支出額	翌年度繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越分 ○○○ ○○○							
年度内完了分 ○○○							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

年 月 日

大阪府知事 様

所在地  
氏名

〇〇年度大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金  
の仕入に係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金について、大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 大阪府補助金交付規則第 13 条の補助金の額の確定額 (〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）。
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5 当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その  
状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

様式第 12 号 (第 12 条関係)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地  
氏名

大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金概算払請求書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、大阪府高度スマート農業技術実装促進事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記のとおり金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区 分	補助事業 に要する 経費	補助金	既受領額 (B)		遂行状況 〇月〇日 現在の出 来高	今回請求額 (C)		残高 (A) - ((B)+(C))		事業完 了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 現在の出 来高	金額	〇月〇 日まで の出来 高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、府要綱別表 1 の区分の欄の事業名を記載すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式第 13 号 (第 13 条関係)  
 財産管理台帳

財 産 管 理 台 帳

事業主体名

地区名		地区	事業実施年度			年度		補助金名									
施設 等 名 称	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		備考	
	事業種目 (事業細 目)	取組主体	工種構造 又 は 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総 事 業 費	負 担 区 分				耐用 年数	処 分 制 限 年 月 日	承 認 年 月 日		処分の 内 容
									国 庫 補助金	都 道 府 県	市町村	その他					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。  
 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

